

第 5 号議案

平 成 2 5 年 度

亀岡市地域下水道事業特別会計予算

## 平成25年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算

平成25年度亀岡市の地域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ868,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成25年3月4日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 165,892
	1 使用料	165,892
4 府支出金		71,498
	1 府補助金	71,498
5 財産収入		670
	1 財産運用収入	670
6 繰入金		629,217
	1 繰入金	629,217
7 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
8 諸収入		23
	2 雑入	23
歳入合計		868,300

2 歳出

款	項	金額
1 管理費		千円 344,235
	1 施設管理費	341,100
	2 水洗化促進費	3,135
3 公債費		523,065
	1 公債費	523,065
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		868,300